2013年度国際私法II 期末試験

高橋宏司　出題

第一問

甲国に居住する甲国人Zは、貸金業者である甲国法人Xから借入れをすることにし、金銭消費貸借契約(本件消費貸借契約)をXの甲国事業所で締結した。Zの伯父である甲国人Yは、日本に常居所を有しているが、甲国に一時帰国した際、XとZが本件消費貸借契約を締結する現場に居合わせ、XとZから保証人になってくれないかと頼まれたので、Xとの間で口頭で保証契約(本件保証契約)を締結した。本件消費貸借契約では、甲国法が準拠法として選択されたが、本件保証契約では、準拠法が選択されなかった。その後、返済期限になってもZが返済しないので、XはYに対して、本件保証契約にもとづく債務の履行を求めて、日本で訴えを提起した。

(1) 本件保証契約の実質的成立要件の準拠法は、いずれの国の法か。(期末試験総点80点中15点)

(2) Yは、本件保証契約が口頭で締結されたために無効であると主張したい。考えられる法律構成を検討せよ。なお、甲国法の下では、一般に契約は口頭で締結されても有効であり、保証契約についても例外ではない。(期末試験総点80点中15点)

参考条文) 日本民法446条2項

第二問

甲国法人Xは、日本法人Y1の完全子会社である乙国法人Zに対して融資を実行した。その際、Zの元利金の支払地を甲国とし、甲国法を準拠法とする融資契約を締結した。その後、Zは、乙国に所有する不動産をY1に廉価な代金で譲り渡した。その契約条件は、Y1の代表取締役である日本人Y2が、Zの乙国営業所を訪れ、Zの代表取締役と協議して決め、乙国法を準拠法とした。Xは、上記譲渡によってZに目ぼしい財産が無くなり、融資の元利金の回収が不可能になったとして、日本で訴えを提起し、Y1に対して、詐害行為取消権にもとづき譲渡の取消しを請求するとともに、Y1およびY2に対して、それぞれ日本の会社法の350条および429条1項にもとづき、損害賠償を請求した。また、これに併合して、Y1に対して、Y1はZの法人格を濫用していたため、法人格否認の法理によりZと同内容の債務を負担すべきであると主張し、融資の元利金相当額の支払いも請求した。

(1) Xが行使している詐害行為取消権の準拠法は、いずれの国の法になるか。他説にも言及しつつ、答えよ。(期末試験総点80点中15点)

(2) XのY2に対する損害賠償請求に適用される法は、いずれの国の法か。なお、Y2は、日本法の適用を争っているものとする。(期末試験総点80点中20点)

(3) XのY1に対する損害賠償請求に適用される法は、いずれの国の法か。なお、Y1は、日本法の適用を争っているものとする。(期末試験総点80点中10点)

(4) Zの法人格否認の準拠法は、いずれの国の法か。(期末試験総点80点中5点)